

非常変災や交通障害時における対応

1 登校時の非常変災や交通障害等への対応

(1) 臨時休業等の対応

| 時点 | 状況 | 対応(生徒) |
|----------|--|--|
| 午前 7時 | ①台風により、暴風・大雨・洪水警報のいずれかが発令されている。 ②大雪警報が発令されている。 ③京成電車が実駅を含む区間で運休している。 | どれか1つでも該当していれば、「自宅待機」としてください。 |
| | 上記以外の状況 | 安全に留意して登校してください。 |
| 午前 9時 | ①台風により、午前7時に引き続き、暴風・大雨・洪水警報のいずれかが発令されている。 ②午前7時に引き続き、大雪警報が発令されている。 ③午前7時に引き続き、京成電車が実駅を含む区間で運休している。 | どれか1つでも該当していれば、「臨時休校」とします。 |
| | 上記以外の状況 | 11時30分よりS H R 11時45分(4限)より授業を開始します。 |

※1 気象警報発令の対象地域は、「千葉県の北西部」または「千葉県の東葛飾」とします。

※2 気象警報や交通障害は、テレビ(またはラジオ)などのニュースの放送内容や各関係機関のホームページ等により判断してください。

(2) その他の状況への対応

ア 台風によらず、「千葉県の北西部」または「千葉県の東葛飾」に暴風・暴風雪・大雨・洪水警報のいずれかが発令されている場合は、原則として平常通りの始業としますが、状況に応じて、始業時間を遅らせるなどの措置を講じます。

※生徒の皆さんには、安全に十分注意し登校してください。

イ 京成電鉄(実駅を含む区間)での間引き運転や京成電鉄(実駅を含む区間)以外での運休や間引き運転の場合は、原則として平常通りの始業としますが、状況に応じて、始業時間を遅らせるなどの措置を講じます。

※生徒の皆さんには、安全に十分注意し登校してください。

(3) 出席の扱いについて

上記及び居住地の天候・交通状況により、やむを得ず遅刻や欠席をした場合は、確認の上、欠席の扱いとはしません。危険な場合は、無理をせず行動するようにしてください。

2 生徒在校中の非常変災時等への対応

生徒の皆さんに、より正確な情報を伝達するように努め、状況に応じて家庭(保護者)と連絡を取るように指示をしますので、互いに確認しあい、安全に帰宅できるように御配慮ください。